

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度地域のための遊休スペース等活用支援事業 設計支援等業務
発 注 課	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課
選 定 事 業 者	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務の設計支援では様々な建築物の改修に係る設計図書の作成及び概算金額の算出を適法かつ適切に行う必要がある。また、検証業務にあたる建築事務所等と、設計した建築事務所等との利害関係が及ばないためにも、幅広いネットワークを有することが求められるほか、設計や工事等を委託する建築主（申請グループ）の利益を保護する役割も必要となっている。 選定事業者は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関わることが出来る本市で唯一の団体である。また、建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的とした役割、責任を担う団体であり、市内400社以上の会員を有している。履行実績としては、平成24年度～平成30年度、令和4年度、5年度に同業務の実績がある。 以上のことから、本業務の性質及び目的を鑑みると、競争入札に適さず、また選定事業者は参加資格者ではないが、ほかに本業務を適切かつ確実に履行できる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）